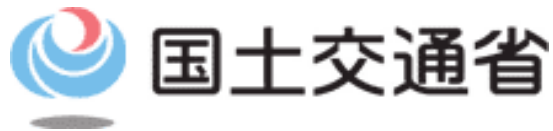


建設業の人材確保・育成に向けて（令和7年度予算概算要求の概要）

- ◆ 建設業の技能者のうち、**60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%**となっている。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進める**ことにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- ◆ **国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の活用促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和7年度予算概算要求において所要の措置を講じる。**



建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施

連携

CCUSの普及促進に向けた取組

- **適正な雇用関係と併せた取組**（国交省）
CCUSの導入促進と適正な雇用関係への誘導を目的とした説明会実施など
- **建設関係助成金による支援**（厚労省）
CCUSの活用促進に取り組む建設事業主団体を支援
- **CCUSの普及啓発等**（国交省、厚労省）
ハローワーク利用者等に対する周知など



建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハローワークにおいて就職支援を実施

人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

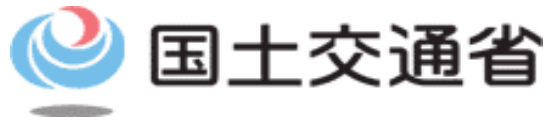
魅力ある職場づくり

技能者の処遇を改善し安心して働けるための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

国土交通省と厚生労働省の令和7年度予算概算要求の概要



※ ◆は建設業に特化した支援

人材確保

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上

- 適正な工期設定等による働き方改革の推進
- 建設技術者の働き方改革の推進
- 建設業の生産性向上の促進
- 地方の入札契約改善推進事業
- 建設業における技能者の適正な雇用関係の促進
- 建設職人の安全・健康の確保の推進
- 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進

3億円

- ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 69億円
- ◆ 「つなぐ」化事業の実施 29百万円
- ◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援 50億円
- ◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援 19百万円

人材育成

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)

3億円

◇ 暮らし維持のための安定的な住宅生産・維持管理事業

300億円の内数

- ◆ 中小建設事業主等への支援 4.9億円
- ◆ 建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施 1.3億円
- ◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導 24億円
- ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲) 69億円

魅力ある職場づくりの推進

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)

3億円

- ◇ 働き方改革推進支援助成金による支援 70億円
- ◇ 働き方改革推進支援センターによる支援 30億円
- ◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施 82百万円
- ◆ 「つなぐ」化事業の実施 (再掲) 29百万円
- ◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業 1.1億円
- ◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施 95百万円
- ◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施 30百万円
- ◆ 墜落・転落災害等防止対策推進事業 87百万円
- ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲) 69億円

人材確保

3億円 (2.1億円)

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上

○ 適正な工期設定等による働き方改革の推進【継続】

持続可能な建設業の実現に向けて、働き方改革の更なる推進を図るため、工期設定に関する実態調査や工期の適正化のための周知・啓発に係る事業を実施。

○ 建設技術者の働き方改革の推進【継続】

適正な施工確保のため建設現場に配置が求められる建設技術者に関して、働き方改革・担い手確保のため、技術者配置要件等の制度合理化及び入職促進等に資する調査を実施。

○ 建設業の生産性向上の促進【継続】

建設業の生産性向上を促進に向け、効果的な取組事例に関する調査検討や建設現場でのICT活用の普及、業界構造の適正化に向けた実態調査を実施。

○ 地方の入札契約改善推進事業【拡充】

令和6年6月に公共工事の発注体制の強化についての入契法・品確法の改正を盛り込んだ「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。地方公共団体の発注体制の強化・入札契約適正化の一層の加速化を実施。

○ 建設業における技能者の適正な雇用関係の促進【継続】

建設業の担い手確保に向け、建設キャリアアップシステムの加入促進や、社会保険や技能向上の機会等が十分に確保されない一人親方の技能者の処遇改善に向けた施策を実施。

○ 建設職人の安全・健康の確保の推進【継続】

建設職人基本計画に基づき、建設業における労働災害の撲滅に向けて、安全衛生経費が下請事業者適切に支払われる環境を整備するため、「安全衛生対策項目の確認表」「標準見積書」の使用実態調査及び安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報を実施。

○ 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進【継続】

建設産業における将来の担い手確保のため、令和6年度に建設業界における女性の更なる活躍を目指す新行動計画を策定中。令和7年度において新行動計画に基づくコンテンツ作成、技能者を雇用する企業経営者への啓発等を実施予定。

※◆は建設業に特化した支援
 ※()内は令和6年度当初予算額

人材育成

- ◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲) 3億円 (2.1億円)

- ◇ 暮らし維持のための安定的な住宅生産・維持管理事業【新規】 300億円の内数
 災害へのレジリエンスの向上を目的とした、地域の住宅生産事業者等で構成されるグループによる、地域の特色ある質の高い住宅の整備による技能維持・継承、地域グループによる担い手の確保・育成等及び防災・減災の備えに資するモデル的な取組に対する支援を実施。

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲) 3億円 (2.1億円)

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和6年度当初予算額

人材確保

- ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】**

 - ・ 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
 - ・ 人材確保等支援助成金において、建設キャリアアップシステム等普及促進コースを廃止（※）し、建設キャリアアップシステム等活用促進コース（仮称）を創設。当該コースの雇用管理改善促進事業において、技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として中小建設事業主が実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を支援する。※登録手数料に係る助成は普及促進事業として継続実施（令和7年度末まで）
 - ・ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする。（令和7年度末まで延長）

69億円（72億円）
- ◆ 「つなぐ化」事業の実施【継続】**

若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校（工業科、普通科）や高等専門学校の先生・生徒等と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施する。

29百万円（28百万円）
- ◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】**

 - ・ 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
 - ・ 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。
 - ・ 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨する。

50億円（48億円）
- ◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】**

建設等も含めた多様な業種に関する職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

19百万円（19百万円）

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和6年度当初予算額

人材育成

- ◆ **中小建設事業主等への支援【継続】** **4.9億円（4.8億円）**
 離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象とした、訓練カリキュラムの策定、訓練生募集、職業訓練の実施、就職支援をパッケージで業界団体が行う事業を実施する（建設労働者育成支援事業）。
- ◆ **建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施【継続】** **1.3億円（1.3億円）**
 - ・ 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニングを引き続き実施する。
 - ・ 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。
- ◇ **ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導【継続】** **24億円（23億円）**
 ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施する。
- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【継続】（再掲）** **69億円（72億円）**

※◆は建設業に特化した支援
 ※()内は令和6年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◇ **働き方改革推進支援助成金による支援【継続】** **70億円（71億円）**

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、中小企業から構成され、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。また、建設業等の令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、専用のコースを用意し、引き続き助成を行う。
- ◇ **働き方改革推進支援センターによる支援【継続】** **30億円（31億円）**

中小企業・小規模事業者等においても、働き方改革を着実に実施する必要があることから、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。
- ◆ **雇用管理責任者等に対する研修の実施【継続】** **82百万円（82百万円）**

雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者等に対して実施する。
- ◆ **「つなぐ化」事業の実施【継続】（再掲）** **29百万円（28百万円）**

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和6年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業【継続】** **1.1億円（1.1億円）**
 労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。
- ◆ **中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【継続】** **95百万円（96百万円）**
 安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。
- ◇ **労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施【継続】** **30百万円（30百万円）**
 関係機関や関係団体を通じた一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報を実施する。
- ◆ **墜落・転落災害等防止対策推進事業【継続】** **87百万円（87百万円）**
 足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。
- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【継続】（再掲）** **69億円（72億円）**